

令和3年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年9月1日（水）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町農政庁舎 会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第23号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第24号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第14号 登録の移替えをした者について
 - 報告第15号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第16号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第25号 三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程（案）について
 - 議案第26号 三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程（案）について
 - 議案第27号 三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領（案）について
 - 協議第2号 令和4年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について

午前8時57分

石井書記長 おはようございます。ただいまから、令和3年第6回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会にあたり、嶋田委員長よりご挨拶をいただきまして、引き続き進行の方もよろしくお願い申し上げます。

嶋田委員長 おはようございます。暑さも落ち着き、昨日あたりから爽やかな天気になってます。大分過ごしやすくなってきましたが、コロナについては、能代山本管内からも出ている状況で、まだまだ予断を許さない状況が続いています。お互いに気を付けたいと思います。今日は色々とボリュームのある審議内容となっていますが、よろしくお願いします。

そうすれば、引き続き会議に入りたいと思います。本日の会議録の署名委員ということで、加賀谷委員と田村委員にお願い致します。

それでは、案件の議案第23号「選挙人名簿に登録することについて」。内容について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。それでは議案第23号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和3年9月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和3年9月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成15年6月3日から平成15年9月2日までの方が対象となります。人数は、男12人、女20人、計32人となります。

次に、「2」の転入登録については、令和3年6月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和3年3月2日から令和3年6月1日までに転入した方で、人数は、男34人、女27人、計61人。

よって、本日の登録者総数は、男46人、女47人、合計93人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁から3頁に記載しております。

議案第23号の説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

そうすれば、何も無いようでございますので、議案第23号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長

次に、議案第24号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記

はい。議案第２４号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第２８条の規定により、令和３年９月１日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「１」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和３年６月１日から令和３年８月３１日までの方が対象で、男３５人、女４５人、計８０人となります。

次に、「２」の転出抹消者につきましては、令和３年４月３０日以前に三種町から転出され４カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和３年２月１日から令和３年４月３０日までとなります。人数は、男６７人、女７１人、計１３８人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男１０２人、女１１６人、合計２１８人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の４頁～６頁、転出抹消は７頁～１０頁に記載しております。Ｎｏ．５、１２、３３の方は届出日の関係、Ｎｏ．８の方は、通知により令和２年１２月３１日を死亡年月日として消除されています。通知日が６月２５日であったため、今回の抹消となります。

以上で、議案第２４号の説明を終わります。

嶋田委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

はい。それでは確認終わりました、ないようでございますので、議案第２４号を原案どおり決定することと致します。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第１４号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記

はい。報告第１４号「登録の移替えをした者について」。

令和３年９月１日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和３年６月１日から令和３年８月３１日までの町内転居によ

り投票区の移替えをした者は男１６人、女２４人、合計４０人となります。

別冊名簿の１１頁～１３頁に対象者を掲載しております。なお、No. ６、７、２６の方は転居してから亡くなられたので、移替え、抹消名簿どちらにも記載されています。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ないようですので、報告第１４号を原案通り承認することと致します。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 続きまして、報告第１５号と報告第１６号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第１５号「選挙権を有する者の５０分の１の数について」、報告第１６号「選挙権を有する者の３分の１の数について」、説明をお願い致します。

畠山書記 はい。報告第１５号「選挙権を有する者の５０分の１の数について」。

地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は２８２である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については４頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回９月定時登録の抹消者数が２１８人、登録者数が９３人、差引きしました今回の名簿登録者数が男６，４８５人、女７，５６９人、合計で１４，０５４人となり、前回の選挙時登録から１２５人の減となっております。この１４，０５４人の５０分の１の数が２８２となります。

続きまして、報告第１６号「選挙権を有する者の３分の１の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,685である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,685となります。

以上で、報告第15号と第16号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。報告第15号、16号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第15号、第16号を原案どおり決定致します。続きまして議案第25号「三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示(案)」について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第25号「三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示(案)」について「三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を次のとおり改める。改正理由、三種町押印見直し方針に基づき、候補者及び事業者が行う手続等に求めている申請書等の氏名欄の押印について見直すため、関係様式を改正します。改正内容、様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号の改正。

ご説明致します。三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関して、選挙運動用自動車の使用、ポスター・ビラの作成費用を町に請求するためには、契約の届出や数量・金額に関する確認申請、候補者から契約の相手方に発行する証明書等の書類が必要となりますが、国の方針に基づき策定した町の押印見直し方針に基づき、関係様式に押印を必要としないことに改めています。なお、契約書及び請求書など、地方自治法第234条第5項により義務付けられているものに関しては、これまで通り記名押印となります。説明は以上です。

嶋田委員長 はい。今事務局から説明がありました。これについては、承認でよろしいでしょうか。

(各委員「はい。」の声あり)

それでは、議案第25号「三種町議会議員及び三種町長選挙に

における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示（案）について」は承認することとします。続きまして議案第26号「三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示（案）について」をお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。「三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示（案）について」。三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を次のとおり改める。改正理由、公職選挙法の一部を改正する法律が公布となり、選挙公報の掲載文を電子データで提出できるようにし、事務の合理化と各世帯配布の早期化が図られたことから、本町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関しても同様の改正を行います。改正内容は、掲載文の提出方法及び字句の整理です。掲載文の提出方法については、掲載文又は電子データに記録した掲載文の提出とします。併せて、候補者の写真の提出についても規定します。字句の整理については、電子データの提出に合わせ字句の整理となります。説明は以上です。

嶋田委員長

はい。今事務局から説明がありましたが、これについては、承認でよろしいでしょうか。

（各委員「はい」。の声あり）

それでは、議案第26号「三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示（案）について」は承認することとします。

続きまして議案第27号「三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領（案）の制定について」事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第27号「三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領（案）の制定について」三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領について別紙のとおり制定する。制定理由、公職選挙法第28条の2から第28条の4までの規定（法第30条の12の規定により準用する場合を含む。）に基づく選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関し、必要な事項を定める必要があるため制定します。主な制定内容、1）閲覧の申出に係る様式及び添付書類について、2）閲覧を拒否できる要件について、3）閲覧の際の禁止事項について。

ご説明致します。選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定めら

れています。選挙期日の公示日（告示日）から選挙期日の5日後までは閲覧できませんが、それ以外の日において、登録の確認や政治活動、政治・選挙のための調査研究において閲覧できると定められています。

これまで、選挙人名簿の閲覧の申出があった際は、公職選挙法に基づき、必要書類を提出していただいた上、閲覧を許可しておりましたが、閲覧の日時の決定や、閲覧を拒否する場合及び閲覧の際の禁止事項等については主に口頭で説明してきたことから、今回、要領に定めることにより、より正確で円滑な運用としたい趣旨であります。以上で説明を終わります。

嶋田委員長

はい。これまでは口頭で内容説明をしていたものを、書面でやるということですね。今事務局から説明がありましたが、何か質問ありますでしょうか。なければ、これについては、承認でよろしいでしょうか。

（各委員「はい」。の声あり）

それでは、議案第27号「三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領（案）の制定について」は承認することとします。

続きまして、協議第2号令和4年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程についてお諮りいたします。今日日程をはっきり決めるわけではなく、こういった日程が考えられるのか、事務局の方から情報をいただいて、協議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

畠山書記

はい。協議第2号「令和4年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について」

ご説明致します。

まず、10頁の「1」にありますように町長の任期満了日が令和4年5月17日、議会議員が令和4年6月30日となっております。「2」の選挙期日に関する公職選挙法の規定でございますが、原則として、（1）議会議員、長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行うこととされております。ただし、公職選挙法第119条第1項の規定により、議会議員の選挙及び長の選挙は同時に行うことができることとされております。

（2）をご覧ください。こちらが90日特例で、公職選挙法第34条の2第1項、読み替え規程の第4項でございます。

こちらの説明について、別冊でお配りしております協議第2号関連資料①と並べてご覧ください。この90日特例の解釈ですが、議会議員又は長の任期満了日のうち先に到来する任期満了日（a）、これは先に到来する任期満了日が町長の任期満了日となりますので5月17日になります。この（a）が、あとに到来する任期満了日（b）、これが議会議員の任期満了日となるので6月30日の前90日以内（c）4月1日までの間にある場合においては、後の任期満了日の50日前に当たる日（d）、議員の任期満了日前50日にあたる5月11日、又は前の任期満了日の30日前に当たる日（e）、これが町長の任期満了日の前30日の4月17日のいずれか遅い日、なので5月11日から、前の任期満了日の50日後に当たる日（f）、これは町長の任期満了日後50日なので7月6日、又は後の任期満了日のいずれか早い日、これが議員の任期満了日に当たるので6月30日、このいずれか早い日ですので、6月30日（b）までの間に、二つの選挙を同時に行うことができることとされております。

この表にそって、90日特例により同時選挙を行う場合、可能な期間が5月11日から6月30日までの期間に、90日特例を適用させた選挙を行うことが可能となります。

この90日特例の趣旨としては、まず1点目、投票率の向上です。近接して選挙が行われる場合、後に行われる選挙が低投票率を示す傾向があること。また2点目、有権者の負担軽減です。短期間に長と議会議員の二度の選挙を行うことは有権者に時間的な負担をかけるということ。3点目として、選挙管理費用削減です。行政の停滞を生じさせるとともに選挙費用がかさむというような理由から、90日特例という制度が設けられております。

3 これまでの町長・議会議員選挙の執行状況でございますが、（1）平成18年については合併に伴う選挙でしたので、町長選挙、議会議員選挙ともそれぞれに選挙を行っております。

平成22年任期満了に伴う選挙、平成26年任期満了に伴う選挙、平成30年任期満了に伴う選挙につきましては、どちらも90日特例を適用して選挙期日を設定いたしました。

令和4年任期満了に伴う選挙ですが、まずは、選挙執行可能日についてです。

①単独選挙の場合について12頁をご覧ください。町長選挙が

4月17日から5月16日まで、議会議員一般選挙が5月31日から6月29日の間が選挙可能日となります。単独で実施する場合は町長選挙が①～⑤、議会議員選挙が①～④までが選挙可能な日程となります。

②90日特例による同時選挙の場合です。こちらは先ほど資料でご説明した通り5月11日から6月30日までとなり、①～⑦までとなりますが、町長の任期が5月17日までとなりますので、この中で、①であれば町長の任期前、②以降は町長の任期終了後となりますので、町長の不在期間、職務代理者を置く期間が生じることとなります。

③議会が4月上旬に自主解散した場合で町長選挙と同時選挙の場合の例です。参考までに載せております。選挙可能な日程は、①と②となります。こちらは公職選挙法どおりの流れにより選挙可能な日程となります。

続いて単独選挙と同時選挙の場合の執行経費の比較ですが、平成30年執行時の実績ベースに、公職選挙法の改正等で新たに措置すべき経費を加えて積算し比較しております。町長選挙、議会議員選挙をそれぞれ単独で行った場合、投票立会人報酬、職員時間外、消耗費、ポスター掲示場等それぞれ支出することになりますので、町長選挙で12,909千円、議会議員選挙で31,101千円、合計で44,009千円かかるという試算になります。同時選挙で行った場合は、投票立会人報酬、職員時間外等1回で済みますので、合計で34,801千円となり、単独選挙と比較した場合、9,208千円の経費削減が見込まれます。

(3) その他考慮すべき事項といたしまして、14頁に同時選挙のメリット、デメリットを載せております。

まず、メリットについては、選挙執行経費を節減できる。有権者の利便が図られる。選挙人の関心が高まり投票率向上が期待される。投票管理者・立会人・事務従事者の協力が得られやすい。投開票所が確保しやすい、これは公共施設の利用調整などがあげられます。

デメリットといたしましては、立候補の機会が1回になってしまう。これは1つの選挙で落選された方が次の選挙に立候補できるためその機会がなくなってしまうということです。町長選挙と議会議員選挙を混同して投票するおそれがあるということ。町長

任期満了後に選挙期日を設定する場合、町長不在期間が発生するということになります、メリット、デメリットについては以上となります。

協議第2号関連資料②をご覧ください。

こちらに選挙可能な期日をそれぞれ載せておりますが、本日は皆様に期日を決定していただくのではなく、こちらから選挙可能な日をご説明しましたので、持ち帰りいただいて12月、あるいは1月にまた委員会を開催して決定いただきたいと思いますっております。

事務局といたしましては、選挙執行経費の削減の面からも90日特例による同時選挙が好ましいのではと思っておりますが、協議をお願いし、年明けに決定をしていただきたいと思います。

嶋田委員長 はい。私は前回と同様に、同時選挙の流れで良いのではないかと考えています。議会の方は3月までに決めるというような内容が新聞等で出ていましたが、今日は持ち帰っていただいて、告示の期限もありますし、後日、改めまして選挙管理委員会で決めていきたいと思っています。

嶋田委員長 はい、そうすれば本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

畠山書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

畠山書記 それと、衆議院選挙に伴う木戸沢投票区の会場について、いずれ投票所の指定に関しては告示事項でありますので、選管でお諮りしてということになりますが、今現在の案として、三種町保健センターを投票所に指定することを検討しています。ふるさと文化館が現在新型コロナワクチン接種会場として使用されていますので、混雑等を避けるため、保健センターを考えています。

嶋田委員長 わかりました。保健センターの方が駐車場も広いですし、大変いいと思います。

それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前 10 時 12 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____